

(参考様式3)

会 議 録

| | | | | | |
|----------------------|--|----------------------|--|----------|----|
| 会議の名称 | 平成25年度第1回緑化審議会 | | | | |
| 開催日時 | 平成25年10月3日(木) 午後1時15分から午後4時 | | | | |
| 開催場所 | 北庁舎1階 第2会議室 | | | | |
| 出席者 及び欠席者 | ●出席者： (委員) 福嶋司会長・室岡孝洋職務代理、大塚恵美子委員・小松賢委員・ 佐藤真和委員・金子一男委員・小俣嘉委員・島崎喜美子委員・ 和田安希代委員・小嶋博司委員・肥沼和夫委員 (市事務局) 野崎都市環境部長・伊原みどりと環境課長・有山みどりの係長・ 榎本主任・林主事 ●欠席者： 蜂屋健次委員 | | | | |
| 傍聴の可否 | 可 | 傍聴不可 の場合は その理由 | | 傍聴者 数 | 0名 |
| 会議次第 | 1 開会 2 委嘱状の交付 3 市長挨拶 4 会長選出 5 会長挨拶 6 議事 (1) 審議会・会議録の公開等について (2) 環境審議会委員の選出について (3) 今後の植生管理・緑の保全について (4) その他 7 閉会 | | | | |
| 問い合わせ先 | 都市環境部みどりと環境課みどりの係 担当者名 有山 電話番号 042-393-5111 (内線2744) ファックス番号 042-393-6846 | | | | |
| 会 議 経 過 | | | | | |
| 1. 伊原みどりと環境課長より開会挨拶。 | | | | | |

2. 渡部市長より、委嘱状の交付。

3. 渡部市長より挨拶。

4. 野崎都市環境部長より挨拶。

5. 他薦により、会長は、農工大教授の福嶋司氏、職務代理は、元収入役の室岡孝洋氏に決定。

6. 議事

○会長

それでは、議事の方を進めて参りたいと思います。最初に、審議会・会議録の公開について事務局の方よりお願いいたします。

○事務局

お手元の資料1を見ていただきたいと思います。東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針に基づきまして、東村山市緑化審議会を公開とするか非公開とするかまずそれを皆様にお諮りしたいと思います。引き続きまして東村山市緑化審議会の傍聴に関する定めをお諮りしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○会長

今、事務局からご説明がありましたが、東村山市緑化審議会を公開とするか非公開とするかという事ですが、この審議会は開かれなければ密室でしてしまう方が問題であるので、私は公開にしたいと思いますがいかがでしょうか。

(全委員賛同)

次に議事録に関してですが、事務局の方よりお願いいたします。

○事務局

議事録に関してですが、会議が終わった後に市のホームページで一定の様式の会議録を公開しています。会議録の作成方法ですが、会議録を事務局で作成して委員の方にお諮りをしてご了承の後ホームページに公開していくか、若しくは会長に一任をいただいて事務局と会長との中で会議録をチェックした後に公開していくという2つの方法どちらかでご了承いただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○会長

ご説明がありましたように、委員が各自確認してそして最終的に公開するか、あるいは会長がチェックする事により公開するかという2つの選択があるがどちらにいたしましょうか。

○委員

議事録作成の時に委員名の記載はあるのでしょうか。例えば〇〇委員がこう言った。それともA委員がこう言ったとかになるのでしょうか。

○事務局

それにつきましても発言委員を特定して議事録を作成する方法と会長・事務局・委員という形でその職だけを記載して会議録を作成する方法の2つございますのでどちらかでご了承いただければと思いますのでよろしくお願いたします。

○会長

個人名が出るいろいろな立場で発言を控えるという事が起こるとすれば、本来の委員会の趣旨ではなくなると思うので私としては、個人名を出すのではなく委員・会長・事務局という形での公開の仕方が良いと思いますし、多くの会議ではそういう形になっていると思いますのでそれでどうでしょうか。

(全委員賛同)

○委員

公開のタイミングについては、全委員の確認となると時間がかかってしまい公開が遅れるので、できましたら会長と事務局で確認を行い公開した方が早いのではないかと。

○会長

会長と事務局で確認を行い公開した方が良いのではないかと提案がありますが、いかがでしょうか。

(全委員賛同)

○事務局

続きまして、傍聴に関する定めにつきましてお諮りをさせていただきたいと思います。資料2をご覧ください。こちらに傍聴に関する定め(案)として記載させて頂きましたが、まず傍聴者の定員を事務局案として作成したのは10名以内とさせて頂いております。こちらに関しては、市の会議室の規模を含めまして10名以内という事で提案させて頂きました。それ以外につきましては傍聴者の細かい定めをしておりますので決定を頂いた後、会議の開催にあたりまして傍聴の定めに基づいて傍聴者の受付をして傍聴していただく形になります。

○会長

まず傍聴を認めるという事で良いですね。会場の都合もあるので10名くらいが1つの目安だとの考えであります。ただし書きで会場の都合によっては増やす事も可能だと。

また重要な案件で希望する方が多ければ会場も変更する事も含めて考えていけば良いのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○委員

そういう意味では、東村山市緑化審議会の傍聴に関する定め(案)第2傍聴者の決定等の3項は必要ないのではないかと。1項と2項だけで良いのではないかと。

○事務局

3項は削除させていただきます。

○会長

聴かせないという事ではなくて皆様で可能な限り聴いてもらえればとすると3項はいらな
いですね。したがって3項は削除訂正をお願いいたします。傍聴の件は、10名くらいが1つ
の目安とするけども希望する方が基本的に傍聴を認める事でよろしいですね。以上で傍聴に関
する件はよろしいですか、何か附則はございますか。

○事務局

附則はありません。

○会長

そうすると議題（1）はこれで終わりですね。それでは議題（2）に進みましょう。

○委員

質問ですが、傍聴に関して会議で使用される資料についてどの様な形式があるのか。

○事務局

傍聴の受付をさせていただいた方には、会議で皆様にお配りした資料と同じものを配りま
す。それから会議録の作成にあたりまして録音機を使って会議録の作成も含めて録音を撮らせ
ていただきたいのですが皆様のご了承をいただきたいのですがよろしいでしょうか。

（全委員賛同）

会議録の公開が決まりましたので緑化審議会のホームページに皆様の緑化審議会委員の名
簿を掲載させて頂きたいのですが、今回お配りした皆様のお手元にあります名簿に氏名・選出
区分が記載してありますが、それ以外に就任日・性別を加えて掲載させて頂きたいのですが、
皆様のご了承をいただきたいのですが。

（全委員賛同）

○委員

先程の質問で傍聴者に対する資料の件ですが、資料の性格上個人情報が含まれている場合の
資料の扱い方、傍聴者に見せるのか。

○事務局

毎年緑地保護区域のものについて審議をいただく事がございます。その資料の中には細かい
土地所有者の名前を記載しない形で配慮した資料をお配りするが、どうしても個人情報の掲載
をせざるを得ない資料については注意して対応させていただきます。

○会長

個人情報は極力注意するという前提でいきたいと思います。では議題（2）に進みましょう。

環境審議会委員の選出について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

環境審議会委員の選出についてですが、東村山市環境を守り育むための基本条例で環境審議会の設置を定めております。環境審議会委員は、学識経験者、環境関係確保団体が推薦する事業者、公募市民、市の環境関係審議会委員という構成になっておりまして、市の環境関係審議会委員として、緑化審議会よりご推薦いただきたいという事で依頼をさせてもらっています。

基本的に環境審議会は、平日の夜間年2回から3回程度の開催になります。この条件を踏まえながら会議の中から選出できればと思いますのでよろしくをお願いいたします。

○会長

事務局から提案がありましたけれども前回はどんな決め方でしたか。

○事務局

前回は一般公募委員からご就任していただいています。

○会長

いかがでしょうか。今のような前例もあり現実にお住まいになっていて状況も分かっている方で。

○事務局

前回ご就任の方はご退任されていらっしゃいますので今回改めてお願いいたします。

○会長

そうするとこの名簿からすると前回の決め方を踏襲するとどの方がよろしいでしょうか。

○事務局

3号委員の中からご推薦いただけるとよろしいのですが。いかがでしょうか。

○会長

いかがでしょうか。

○委員

できるだけ市の審議会委員を1人がたくさん受けないと議会でもその様な事もあるのでその上で判断していけば良いと思います。

○会長

いかがでしょうか。今のような意見の中で3名の中から誰か決めていただけると。

○委員

現地視察の時間に3人で話し合いをして現地視察の後、戻ってきたら皆様にご報告する形でよろしいでしょうか。

○会長

そういう形で現地視察から戻ってきましたら報告をお願いいたします。

続いて議題（3）の今後の植生管理、緑の保全について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

これから市内にあります緑地と公園を視察していただいて、戻りまして意見交換をできればと思います。

○会長

これから皆様で出発して30分くらい現場を確認していただいて戻ってきたら議論できればと思います。

北山公園及び多摩湖緑地の現地視察

○会長

皆様お疲れ様でした。いろいろな環境があったと思いますがどうでしたか。何かご感想がありましたら。

○委員

北山公園の草はまめに対処した方が良くと思いますが。

○会長

大事な事だと思いますね。他に何かございませんか。

草も切る草と切らない草と順番があります。オオブタクサ等の雑草等は大きくなるような外来種は、幹の直径5cmくらいになると鎌では切れません。今、種の散布が真つ盛りでしょうから抜くのはやめて切るという事ですね。抜いてしまうと種が発芽する場所を作ってしまうのでとにかく切って外で燃やせば良いのですが、そういう訳にもいかないと思うので処理は考えないといけないですね。草の管理は大切だと思います。

○委員

池の奥側のいろいろな雑草がある所は何のため場所なのか。綺麗にできないものでしょうか。

○事務局

池の奥側は、野鳥のゾーン区域にしてまして現在、ヨシキリとかいろいろな種類の野鳥が飛来しているという所で立入禁止という形にしている。その他、カワセミが毎日あそこに餌場になっていますのでそういった所で管理もしている。

○会長

それはどこかに分かる様にしておくといいかもかもしれませんね。例えば藪にしているのはカワセミがいるから等。

他に何かございますか。

○委員

会長が最初におっしゃっていた緑の量だけでなく質の確保もどうするか。今日も日照とか風が通るような林の作り方。市民と共有のものにして最初に進むべき緑が見ただけあるだけで良いという所を変えて質を確保する部分も大切だと思うが、みんなで知る事が大事でありシンポジウムやセミナーで緑の質について勉強できる機会を市民の皆様に設けたら良いかなと。

○会長

そうですね。その前に皆様にプロになっていただかないといけませんね。今、委員の方が言っていたのはその通りだと思います。やはり管理をしていく上で必ずみんなの注目される所になってくるのでその時にこういう意味で手を入れているんだなと分かってもらえる様な情報提供する事やそれを知ってもらえる大切な事だと思います。

課長から話がありましたが、今度多摩湖緑地でシンポジウム等をするのですか。

○事務局

今度、多摩湖緑地で12月1日にワークショップの開催予定であります。是非参加して頂いていろいろな意見を頂きながらせせらぎの郷を将来的にどうしていくか絵ができればと考えています。

○会長

そういう計画があるんですね。

○委員

北山公園はよく行くけど多摩湖緑地は久しぶりに中に足を踏み入れたのですが、率直な感じですけど会長の説明を伺いながらですけど、多摩湖緑地に関して手をつけてなく悪くいえばほったらかしているとかそういう印象を受けました。先日、狭山丘陵の「未来里山のシンポジウム」に行ってきて、活用なき保全はないというテーマだったが、どう活用するかが大事だなと改めて勉強してきました。そういう点で管理が大変だという話しをされていて専門的な知識のある方もいました。八国山の管理されているのは、東京都の指定管理者ですよ。あそこは造園の方も入っているしみんな一体で管理している所じゃないですか。そういう所と情報交換したり知恵を頂いたりできないかと。多摩湖緑地を管理されている方と個人的な交流とか協働で勉強するとかできれば良いなと思いますので事務局に交流や学び合い等を伺えたらと思います。

○事務局

昨年度の交流という所で多摩湖緑地の保全を考えるワークショップをさせていただいて1回目は12月の時に狭山公園の副所長にお見えいただいて、雑木林の形態の公園であります東大和公園でボランティアが入りながら保全や整備をしているという事例を交えてお話を伺いました。その時は、試みという形でさせて頂きまして、今年度につきましてはご意見を頂きながらこれから企画を練っていくという所です。まだまだ公有地化に手をつけはじめてスタートした所ですので、その先を見据えて進めていかれる様にしていきたいと思います。

○委員

先日のシンポジウムでは、埼玉県の課長と職員と東京都の課長が来られていて感じた事が、東京都の保全と埼玉県の保全はだいぶ違うなと思って埼玉県側はあまり公有地化されていないと伺いました。民有地が多いけどもそれでもどう保全するかとのテーマだった。我々はどうしても東大和市、東村山市とか或いは所沢市の境とか行政区で完全にきって考えている。面としては一体なのでどうやって市境とか県境を越えて知恵を学びあう事ができるか、人的な交流をしながら同じ思いを持っていろいろな活動をされているので、その時に思ったのがこんなに狭山丘陵で保全なさっている方や団体がたくさんあるとびっくりした。全部地続きの所でそして一番入口の所、北山公園だったり多摩湖緑地だったりするのでその辺りを上手に交流含めてできれば良いと思います。

○会長

おっしゃる通りですね。他の自治体等の活動の内容を知る事は大変勉強になると思います。学べる所は学べれば良いし、また、市が主体的に動くことにより情報を提供できれば良い事ですしね。そういう中で情報を収集されまた市の事務局を通して話しができればと思いますね。今日見てきた所は、ここに何を作っていくかという絵が分からないですね。これが一番の欠点ですね。基本的には、雑木林が人の接する所、人に近い空間は手を入れていく。それから人から遠い所、例えば急斜面の所は人が入っていきませんからそういう所は斜面の雑木林に任せる等。そういう風な形があって良いと思います。

今日登ってまず最初に入った所の説明した所ですよ。あそこは昔から雑木林ですよ。斜面を少し下がって右側の所で常緑がありましたが、あそこは入って管理するのが大変ですよ。そういった所は自然に任せて良いんじゃないかと。狭い地域ですからここはこれくらい作っていくくらいの絵をまずやっとく必要はあると思いますし可能な限りあの空間に何を求めていくのかやはり整理していく必要があると思います。その後でボランティアの方等に線に沿って管理をお願いする形にしていかないとお任せしますよとポーンと投げてもまたそれこそボランティアのグループが変われば違う管理になったりとかそういう事も起こりますのでや

はり市が所有した限りは市が責任を持ってここはこういう形で管理していく。そういう青写真を1つ持つておかないといけないと思います。もしかしたらこの審議会であそこが1つのモデルケースになるかもしれませんね。これは、議論が進んだ段階でご意見を頂きながら考えていきたいと思っています。

○委員

多摩湖緑地の公有化率はどのくらいですか。

○事務局

すみません。正確な数字はすぐに出ないのですが・・・。

○委員

まだ相当かかりますよね。

○事務局

都市計画緑地としては1,5ヘクタールで、先程見ていただいた一番最後に歩いた畑の所は今年度、土地開発公社より買戻しを予定している箇所になります。そこから北側の集会所がある所までは民有の土地になりまして、生産緑地に指定されている畑と雑木林があります。それから北西の所には個人宅がありますのでまだ半分程度がという所がざっぱくな数字となります。

○委員

東村山にとって最後の里山という事ですね。自然があつて湧水があつて畑があつてちょっと行った所に民家がある。そこは会長がおっしゃった通りいろいろ審議会の中でも議論して整備していく必要があると思います。北山公園はある意味造られた感じですよ。多摩湖緑地は昔からあのままですよ。そういった意味ではあそこを自然のままが大事ですよ。なので管理をどうするか非常に重要だと思います。

それから、先程保留になってました環境審議会委員は、結論的に他の委員会と重複していないということで和田委員にやって頂く事で了解をとりました。以上ご報告いたします。

○会長

和田委員、よろしいでしょうか。

○委員

はい。よろしく願いいたします。

○会長

よろしく願いいたします。

○会長

その他に何かございますか。次回から諮問を受けて本格的な動きになってくると思います

が、次回はどこか見る事はできますでしょうか。

○事務局

次回は、諮問させていただいた後に今回とは形態の違う場所を視察していただき、その後に議論いただければと思います。

○会長

次回は平坦地の雑木林が中心になると思いますが、いろいろなタイプを見て目を肥やすという事でだんだん議論しやすくなると思います。

まず街路樹に関してはどうですか。

○事務局

今年度につきましては、あと2回の審議会を予定させていただいております。次回の日程はこれからの調整になりますが、11月後半から12月の所で設定できればと思っています。もう1回が、1月下旬から2月上旬の所で設定させていただきたいと思っています。その中でそれぞれ違うものをご覧いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

その他、緑地保護区域として指定している所もございますので、そういった所も含めてそれぞれ違う形のもの、あとは施設の樹木もこれからの課題になってくると思いますのでそういった点も含めてご覧いただければと思います。その辺のスケジュールにつきましては、次回にお示しさせていただきたいと思います。

○会長

分かりました。では調整等含めてよろしくお願いいたします。

さて議題(4)のその他の項目について他に何かございますか。では全体として何か質問やご意見等ございますか。

よろしいですかね。それでは今日はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

7. 閉会

※会議資料をご覧になりたい方は、みどりと公園課窓口まで、おいで下さい。